

【文献紹介】

Chris Brummer, *Soft Law and the Global Financial System: Rule Making in the 21st Century* (Cambridge University Press, 2012, 306p).

【要約】

著者の Chris Brummer (ジョージタウン大学法学教授) の主張の要点は、国際金融法の中心はソフトローであり、それは調整メカニズムとして優位性を持っているが、決して拘束力がないわけではないというものである。ソフトローの「法源」である基準(standard)やベストプラクティスは形式的にはインフォーマルであるが、遵守を強制する(enforce)メカニズムに支えられていると考えるからである。

著者は、2008年の金融危機後の2年半における国際金融機関の改革は、未解決の問題を抱えながらも、フォーマルな立法や国際金融機関が存在しない中で広範な規制事項について国境を越えた協力とコンセンサスを強化したと評価している。そして、金融市場と金融市場規制の相互接続性と相互依存が進展するにつれて、グローバルな金融システムは適応し、進化し続けるだろうと予測している。

この本が強調するソフトロー的な力の淵源は、著者の次の言葉に端的に含まれている。「金融において成功する手腕は、国際基準設定へ積極的に参加することおよび国家の規制目標を実現しつつ、グローバルな金融システムの安定を達成するために、透明性、説得力およびリーダーシップをスマートに展開することである」。

野村美明 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授